

議案第三十八号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年六月十三日

提出者

杉並区長

田 中

良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和五十三年杉並区条例第四十号）の
一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（休館日及び開館時間）

第二条の二 地域区民センター等の休館日及び開館時間は、規則で定める。

第六条第一項中「地域区民センター等」の下に「（別表第四に規定する施設を設置する
地域区民センター等を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「団
体」の下に「（以下「登録団体」という。）」を加える。

第十三条を第二十条とし、第十二条の次に次の七条を加える。

（指定管理者による管理）

第十三条 区長は、地域区民センター等の設置の目的を効果的に達成するため必要がある
と認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」

という。)に、地域区民センター等の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

一 第三条の規定により、地域区民センター等の施設又は備付器具の使用を承認すること。

二 第五条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めたときに、地域区民センター等の使用を承認しないこと。

三 第九条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、地域区民センター等の使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すこと。

四 地域区民センター等の施設及び備付器具の維持管理(大規模の修繕を除く。)に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第十四条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管

理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 地域区民センター等の効用を最大限に発揮するとともに、区民相互の交流及び活動の拡大を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第十五条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、区長が臨時に地域区民センター等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、

又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第四及び別表第五並びに第十九条第四項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第六条の規定の適用については、同条第一項中「を除く」とあるのは「に限る」と、「別表第二」とあるのは「同表」と、同条第二項中「別表第三」とあるのは「別表第五」と読み替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第十六条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十七条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第十八条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- 二 個人情報の取扱いその他の地域区民センター等の管理の基準に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域区民センター等の管理に関し必要な事項

(利用料金等)

第十九条 地域区民センター等(別表第四に規定する施設を設置する地域区民センター等に限る。以下この条において同じ。)の施設又は備付器具に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 地域区民センター等の施設の利用料金は、別表第四のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、登録団体が使用する場合における地域区民センター等の施設及びその利用料金は、別表第五のとおりとする。

4 地域区民センター等の備付器具及びその利用料金は、規則で定める。

5 利用料金は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

7 第七条及び第八条の規定は、指定管理者が地域区民センター等の施設又は備付器具の使用を承認し、利用料金を收受する場合について準用する。この場合において、第七条及び第八条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第二(一)杉並区立高井戸地域区民センターの項を削る。

別表第三(一)杉並区立高井戸地域区民センターの項を削り、同表の次に次の二表を加える。

別表第四(第六条、第十五条、第十九条関係)

(一) 集会室・和室等

民井杉 セ戸並 ン地区 夕域立 ! 区高														名称			
料理室		創作室		水屋	第二和室	第一和室（茶室）	第九集会室	第八集会室	第七集会室	第六集会室（特別室）	第五集会室	第四集会室	第三集会室	第二集会室	第一集会室	区分	
十六人以上使用	十五人以下使用	集会使用	創作使用														
五、六〇〇円	三、九〇〇円	一、八〇〇円	三、七〇〇円	四〇〇円	二、三〇〇円	一、六〇〇円	四、六〇〇円	三、二〇〇円	二、八〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	正午（午前九時から午後五時まで）	利用料金
七、五〇〇円	五、二〇〇円	二、五〇〇円	五、〇〇〇円	六〇〇円	三、一〇〇円	二、一〇〇円	六、二〇〇円	四、三〇〇円	三、七〇〇円	二、八〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	五、六〇〇円	五、六〇〇円	午後（午後一時から午後五時まで）	
五、六〇〇円	三、九〇〇円	一、八〇〇円	三、七〇〇円	四〇〇円	二、三〇〇円	一、六〇〇円	四、六〇〇円	三、二〇〇円	二、八〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	午後（午後九時から夜間）	

付記	一三、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
----	---------	---------	---------

- 付記
- 1 使用者が入場料等を徴収して体育室（集会使用に限る。）を使用する場合の利用料金は、規定利用料金の五割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
 - 2 使用時間を超過して使用する場合は、管理上支障のない限り一時間を限度として使用を承認し、この場合の超過時間の利用料金は、規定利用料金（入場料等を徴収して体育室を集会使用する場合は付記1による額）の三割に相当する額とする。
 - 3 午前と午後、午後と夜間又は午前と午後と夜間と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、利用料金を収受しない。
- (二) 音楽室・体育室等

名称					区分		利用料金（一時間当たり）	
杉並区立高井地区民 井並地区立 戸並地区立 セシヤタ区高	体育室	全面使用	電子オルガン室	ピアノ室	音楽室	午前九時から午後九時まで	利用料金（一時間当たり）	
						二、一〇〇円		
		半面使用				三〇〇円		
		1/3面使用				三〇〇円		
	1/4面使用				三〇〇円			

付記 午後八時から午後九時までの使用時間を超過して使用する場合は、管理上支障のない限り一時間を限度として

使用を承認し、この場合の超過時間の利用料金は、規定利用料金の一時間当たりの額とする。

別表第五（第十五条、第十九条関係）
 (一) 集会室・和室等（登録団体利用料金）

名称		区分		利用料金		
		午前 （午前九時から 正午まで）	午後 （午後一時から 午後五時まで）	夜間 （午後六時から 午後九時まで）		
杉並区立 井戸地区 民センタ I区高	第一集会室	二、一〇〇円	二、八〇〇円	二、一〇〇円		
	第二集会室	二、一〇〇円	二、八〇〇円	二、一〇〇円		
	第三集会室	一、一五〇円	一、五五〇円	一、一五〇円		
	第四集会室	一、一五〇円	一、五五〇円	一、一五〇円		
	第五集会室	一、一五〇円	一、五五〇円	一、一五〇円		
	第六集会室（特別室）	一、〇五〇円	一、四〇〇円	一、〇五〇円		
	第七集会室	一、四〇〇円	一、八五〇円	一、四〇〇円		
	第八集会室	一、六〇〇円	二、一五〇円	一、六〇〇円		
	第九集会室	二、三〇〇円	三、一〇〇円	二、三〇〇円		
	第一和室（茶室）	八〇〇円	一、〇五〇円	八〇〇円		
	第二和室	一、一五〇円	一、五五〇円	一、一五〇円		
水屋	二〇〇円	三〇〇円	二〇〇円			
創作室	創作使用	一、八五〇円	二、五〇〇円	一、八五〇円		

付記 入場料等を徴収する場合の利用料金、超過時間及びその利用料金並びに中間時間の取扱いについては、別表第四(一)の表の付記の例による。	料理室	集会使用	九〇〇円	一、二五〇円	九〇〇円
		十五人以下使用	一、九五〇円	二、六〇〇円	一、九五〇円
付記 入場料等を徴収する場合の利用料金、超過時間及びその利用料金並びに中間時間の取扱いについては、別表第四(一)の表の付記の例による。	体育室(集会使用)	十六人以上使用	二、八〇〇円	三、七五〇円	二、八〇〇円
		集会使用	六、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円

付記 入場料等を徴収する場合の利用料金、超過時間及びその利用料金並びに中間時間の取扱いについては、別表第四(一)の表の付記の例による。

(二) 音楽室・体育室(登録団体利用料金)

名称	区分	利用料金(一時間当たり)	
		午前九時から午後九時まで	
杉並区立高井地区民センター	音楽室	全面使用	一、〇五〇円
		半面使用	七〇〇円
		1/3面使用	三五〇円
		1/4面使用	一五〇円
井地区民センター	体育室	全面使用	七〇〇円
		半面使用	三五〇円
		1/3面使用	二〇〇円
		1/4面使用	一五〇円

付記 午後八時から午後九時までの使用時間を超過して使用する時間及びその利用料金については、別表第四(二)の表の付記の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例(以下「旧条

例」という。)別表第二及び別表第三に規定する施設の使用については、旧条例第六条並びに別表第二及び別表第三の規定は、規則で定める日(同日前にこの条例による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例第十四条の規定により地域区民センター等の指定管理者を指定した場合にあつては、当該指定の日の前日とする。)までの間は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地域区民センター等に指定管理者制度を導入する等の必要がある。

<p>杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例 新旧対照表（抄）</p>	
<p>新 条 例</p> <p>（休館日及び開館時間） 第二条の二 地域区民センター等の休館日及び開館時間は、規則で定める。 （使用料等） 第六条 地域区民センター等（別表第四に規定する施設を設置する地域区民センター等を除く。以下この条において同じ。）の施設及びその使用料は、別表第二のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合における地域区民センター等の施設及びその使用料は、別表第三のとおり</p>	<p>旧 条 例</p> <p>（使用料等） 第六条 地域区民センター等 の施設及びその使用料は、別表第二のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体 が使用する場合における地域区民センター等の施設及びその使用料は、別表第三のとおり</p>

とする。

3 及び 4 略

(指定管理者による管理)

第十三条 区長は、地域区民センター等の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、地域区民センター等の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

一 第三条の規定により、地域区民センター等の施設又は備付器具の使用を承認すること。

二 第五条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、地域区民センター等の使用を承認しないこと。

三 第九条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、使用者が使

とする。

3 及び 4 略

用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、地域区民センター等の使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すこと。

四 地域区民センター等の施設及び備付器具の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第十四条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な

管理を行うことができる」と認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 地域区民センター等の効用を最大限に発揮するとともに、区民相互の交流及び活動の拡大を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第十五条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
 - 二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるとき。
- 2 | 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に地域区民センター等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第四及び別表第五並びに第十九条第四項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。
- 3 | 前項の場合における第六条の規定の適用

については、同条第一項中「を除く」とあるのは「に限る」と、「別表第二」とあるのは「同表」と、同条第二項中「別表第三」とあるのは「別表第五」と読み替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第十六条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十七条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第十八条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項

二 個人情報の取扱いその他の地域区民センター等の管理の基準に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域区民センター等の管理に関し必要な事項

(利用料金等)

第十九条 地域区民センター等（別表第四に規定する施設を設置する地域区民センター等に限る。以下この条において同じ。）の施設又は備付器具に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 地域区民センター等の施設の利用料金は、別表第四のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、登録団体が使

用する場合における地域区民センター等の施設及びその利用料金は、別表第五のとおりとする。

4 地域区民センター等の備付器具及びその利用料金は、規則で定める。

5 利用料金は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

7 第七条及び第八条の規定は、指定管理者が地域区民センター等の施設又は備付器具の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第七条及び第八条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十条 略

(委任)

第十三条 略